

# 高齢者虐待防止に関する指針 (令和6年度版)



社会福祉法人 沼風会  
虐待防止検討委員会 編集

## 1. 当法人における虐待防止に関する基本的考え方

- ・ 沼風苑は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると考えます。
- ・ 沼風苑は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視します。
- ・ 沼風苑は、高齢者の権利利益の擁護に資するため、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次項のいずれの行為も行いません。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 権利擁護・高齢者虐待防止検討委員会

(1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置します。当該委員会の責任者は施設長とし、副施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。

(2) 身体拘束適正化については、一体的に開催します。

(3) 委員会は、3ヶ月に一度の定例会を開催し、その他状況に応じて随時開催することと致します。

(4) 委員会の議題は次のような内容から委員長が状況に応じて決定します。

①法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施した場合の解除の検討

③身体拘束廃止に関する職員への指導

④提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること

⑤法人内の職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること

⑥虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること

⑦職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に  
関すること

⑧虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑨再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 4. 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修

(1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を  
普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

(2) 研修は年2回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存  
します。

#### 5. 虐待またはその疑い（以下、虐待等）が発生した場合の対応方法

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。  
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何  
を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を  
優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

(1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応し  
なければなりません。

(2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し、速やかな解決に繋げ  
ます。

(3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告し、  
その後、法人内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決に繋がります。

(4) 法人内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は  
日頃から虐待の早期発見に努めなければなりません。

(5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長  
へ報告します。施設長は委員会を招集し、速やかに市町村に通報します。

(6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行います。

(7) 報告、解決の手順は権利擁護・高齢者虐待防止マニュアルを参照

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉  
協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（施設長）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6.虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する次項」に依るものとしてします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 9. 利用者等に対する指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

## 10. その他虐待防止の推進について

権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

## 11. 附則

この指針は、令和4年12月1日より施行する。